特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 上尾市)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

彻貝区		另一性相比10十份县 2.第2性相	, C 10 ,	17350	0.7K73K7 C7C				単位.Kg
物質 区分	物質 番号	物質名	報告	数 順位	取扱量	順位	使用量	製造量	取り扱う量
1	1	亜鉛の水溶性化合物	3	11	5,190	24	4,650	540	0
1	8	アクリル酸メチル	1	17	14,000	18	14,000	0	0
1	53	エチルベンゼン	20	2	242,390	8	28,600	0	213,790
1	71	塩化第二鉄	2	12	20,100	17	20,100	0	0
1	80	キシレン	20	2	1,684,600	3	66,600	0	1,618,000
1	88	六価クロム化合物	1	17	590	37	590	0	0
1	125	クロロベンゼン	1	17	26,000	15	26,000	0	0
1	160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニ ルメタン	1		5,600		5,600	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	2		14,000		14,000	0	0
1	232	N,N-ジメチルホルムアミド	1	17	42,000	14	42,000	0	0
1	268	テトラメチルチウラムジスルフィド(別 名 チウラム又はチラム)	1	17	670	34	670	0	0
1	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	2	12	8,138,000	1	8,100,000	38,000	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	16	4	1,143,800		8,800	0	1,135,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	16		99,530	10	4,700	0	94,830
1	298	トリレンジイソシアネート(別名 m-ト リレンジイソシアネート)	1	17	790,000	7	790,000	0	0
1	300	トルエン	25		4,021,740		76,740	0	3,945,000
1	304	鉛	1	17	900	32	0	0	900
1	305	鉛化合物	1	17	1,200		1,200	0	0
1		ニッケル化合物	1	17	11,000		11,000	0	0
1	328	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン 酸) 亜鉛(別名 ジラム)	1		1,800		1,800	0	0
1	384	1-ブロモプロパン	1	17	1,800	29	1,800	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	14	6	1,230,000		0	0	1,230,000
1	400	ベンゼン	14	6	230,200	9	0	0	230,200
1	405	ほう素化合物	1	17	3,400	27	3,400	0	0
1	407	ポリ(オキシエチレン)=アルキル エーテル(アルキル基の炭素数が12 から15までのもの及びその混合物 に限る。)	1	17	670	34	670	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	17	3,800	26	3,800	0	0
1		ンアホート	1		82,000		82,000	0	0
1	454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチア ゾール	1		2,300		2,300	0	0
3	1	アルミニウム(粉状のものに限る)	1	17	650	36	0	650	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	4		64,020		64,020	0	0
3	24	テトラヒドロフラン	1	17	500		500	0	0
3	33	ニーブトキシエタノール	1	17	13,000	20	13,000	0	0

物質区分	物質 番号	物質名	報告	数 順位	取扱量	順位	使用量	製造量	取り扱う量
3	34	マグネシウム	1	17	24,000	16	24,000	0	0
3	35	メタノール	2	12	64,400	12	64,400	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	2	12	4,940	25	4,940	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	4	8	10,040	22	10,040	0	0
3	40	硫化水素	1	17	750	33	750	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	4	8	1,146,650	5	1,146,650	0	0
		合計	_	_	19,146,230	_	10,639,320	39,190	8,467,720

※1 取扱量について

取扱量=使用量+製造量+取り扱う量

使用量:事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量:事業所において製造した量

取り扱う量:事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に

移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。